

中小企業振興庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1 本県の経済における中小企業の役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを目的に、青森県中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）が平成19年12月19日に施行された。

ついては、この条例の理念等を踏まえ、本県の中小企業振興について全庁的に取り組むため、中小企業振興庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(連絡会議の所掌事務)

第2 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 本県の中小企業の振興を図るため、情報収集、意見交換、関係機関の連携を促進する。
- (2) 条例の関係機関への周知など、中小企業振興の気運の醸成を図る。
- (3) その他中小企業の振興に必要な事項を推進する。

(連絡会議の構成)

第3 連絡会議は、別表により構成する。

なお、連絡会議には、中小企業振興に係る事業を実施する関係課等が、必要に応じオブザーバーとして参加できる。

(連絡会議の事務局)

第4 連絡会議の事務局は、経済産業部経済産業政策課に置く。

(連絡会議の開催)

第5 連絡会議は、事務局が招集する。

附則

この要綱は、平成20年2月18日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

中小企業振興庁内連絡会議 構成員

部局名	課名
総務部	人事課
財務部	財政課
総合政策部	総合政策課
こども家庭部	こどもみらい課
交通・地域社会部	地域交通・連携課
環境エネルギー部	環境政策課
健康医療福祉部	健康医療福祉政策課
観光交流推進部	観光政策課
農林水産部	農林水産政策課
県土整備部	監理課
危機管理局	防災危機管理課
国スポ・障スポ局	総務企画課
出納局	会計管理課
教育庁	教育政策課
東青地域県民局	地域連携部
中南地域県民局	地域連携部
三八地域県民局	地域連携部
西北地域県民局	地域連携部
上北地域県民局	地域連携部
下北地域県民局	地域連携部
経済産業部	経済産業政策課
	地域企業支援課
	企業立地・創出課
	産業イノベーション推進課

(オブザーバー)

中小企業振興に係る事業を実施する上記以外の関係課及び(公財) 21 あおもり産業総合支援センター総合支援課